

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月 4 日
【会社名】	東光電気工事株式会社
【英訳名】	TOKO ELECTRICAL CONSTRUCTION CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 隆洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区西神田一丁目 4 番 5 号
【電話番号】	東京(03)3292 - 2111（代表）
【事務連絡者氏名】	財務・経理部長 大竹 一裕
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区西神田一丁目 4 番 5 号
【電話番号】	東京(03)3292 - 2111（代表）
【事務連絡者氏名】	財務・経理部長 大竹 一裕
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 900,000,000円 () 本来、2025年 6 月18日に有価証券届出書を提出すべきところを事務手続きの不備により提出していなかったため、改めて本有価証券届出書を提出するものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,000,000株	普通株式はすべて譲渡制限株式です。 当該株式を譲渡又は取得する場合、当社取締役会の承認を要します。 なお、当社は単元株制度を採用していません。 当株式の売買において、割当予定先との間で締結する予定の取決めはありません。

（注） 2025年5月26日開催の当社取締役会決議及び2025年6月18日開催の定時株主総会決議により行うものであります。

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	6,000,000株	900,000,000	900,000,000
一般募集			
計（総発行株式）	6,000,000株	900,000,000	900,000,000

（注）1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
150	150	1株	2025年6月23日～ 2025年6月30日	-	2025年6月30日

（注）1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込みの方法は、割当予定先との間で本有価証券届出書の効力発生後、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4 払込期日までに、後述の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、割当予定先に対する第三者割当による新株発行は行われないこととなります。

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
東光電気工事株式会社 本社総務部	東京都千代田区西神田一丁目4番5号

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 神保町支店	東京都千代田区神田神保町二丁目2

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
900,000,000	200,000	899,800,000

（注）１ 新規発行による手取金とは、本有価証券届出書においては本株式発行による手取金をいいます。

２ 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書の書類作成費用等であり、消費税等は含まれておりません。

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額899,800,000円は、2025年６月30日以降の人的資本に対する投資等に充当する予定です。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

１【割当予定先の状況】

（１）割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

割当予定先の概要		
名称	東光電気工事共済会	
所在地	東京都千代田区西神田一丁目４番５号	
純資産額	1,188,922,710円	
組成目的	東光電気工事共済会会員相互の扶助救済を目的とする。	
主たる出資者及びその出資比率	当社及び一部の連結子会社の従業員	100%
業務執行組合員又はこれに類する者	氏名	会長　伊藤　文二郎
	住所	東京都千代田区西神田一丁目４番５号
	職業の内容	当社従業員
提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	割当予定先に対する出資はありません。 割当予定先は、当社株式を1,019,654株保有しております。	
人事関係	当社従業員８名が割当予定先の役員（会長１名、副会長１名を含む）を兼任しております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	会員の退職等により持分が返還された株式を再配分するまでの間、当社が退会者からの持分買取り代金を一時的に貸し付けております。	

（注）１ 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2025年５月31日現在のものであります。

２ 東光電気工事共済会は、当社及び一部の連結子会社の従業員のみが加入する共済会であります。

（２）割当予定先の選定理由

当社従業員の財産形成に資することを目的とした安定的な当社株式取得の実現を図るため、東光電気工事共済会を割当予定先として選定したものです。

（３）割り当てようとする株式の数

当社普通株式 6,000,000株

(4) 株券等の保有方針

割当予定先からは、長期に継続して当社株式を保有する意向であることを確認しております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である東光電気工事共済会より、本第三者割当に係る払込みに要する資金については、同共済会が保有する自己資金をもって充当する予定である旨の説明を受けております。当該自己資金は、同共済会の会員である当社及び一部の連結子会社の従業員からの拠出金等により形成された資金であり、同共済会において管理されている預金口座により保管されているものです。当社は、同共済会から当該預金口座の残高資料の提示を受け、本第三者割当に係る払込金額を上回る資金が確保されていることを確認しております。

以上により、本第三者割当の払込について特段問題がないものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先である東光電気工事共済会は、当社及び一部の連結子会社の従業員を会員として構成される任意団体であり、会員相互の扶助共済を目的として運営されております。同共済会には、当社及び一部の連結子会社の従業員1,577名が加入しておりますが、同共済会を通じて当社株式を取得することができる者は、当社の社内規定により、同共済会の会員のうち当社の従業員に限られております。同共済会を通じて株式を保有している者は799名であり、いずれも当社の従業員です。本第三者割当により同共済会が取得する当社株式については、同共済会が当社に対して払込みを行い当社株式を取得した後、当社の従業員である会員からの申込内容に基づき、各会員に譲渡される予定です。具体的には、会員が当社所定の申込手続きに基づき、取得を希望する株式数を申し込み、当該申込内容に応じた金額を同共済会に拠出する方法により行われております。各会員の申込株式数に応じて同共済会から各会員へ当社株式を譲渡し、当社所定の手続きに従い、株主名簿上も各会員名義へ名義変更する予定です。なお、同共済会は、会則その他の内部規程に基づき運営されており、会員による当社株式の取得、保有及び処分については、当社の定める手続きに従い管理されます。

また割当予定先は当社及び一部の連結子会社の従業員を会員とする従業員共済会であり、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）に該当せず、かつ特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

定款の定めにより、本第三者割当により割り当てられる当社株式の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は非上場であり、参考とすべき市場価格がありません。本第三者割当の割当先は支配株主には該当せず、当社従業員に対する福利厚生の一環として、当社株式の保有を奨励し、会員の財産形成に資することを目的としております。よって、東光電気工事共済会会員への株式持分の配分や退会者への持分返還において、従来より安定的に適用されている1株当たり150円を発行価額としました。

当社株式については、従前より、東光電気工事共済会を通じた当社の従業員による取得及び譲渡に際し、1株当たり150円を基準として継続的に取り扱われております。当該価格は、特定の者に対して一時的又は恣意的に設定された価格ではなく、当社株式の流動性が限定されていること、取得者が当社の従業員に限定されていること、及び当社株式の保有目的が財産形成支援及び従業員の経営参画意識の向上にあることを踏まえ、従前から安定的に適用されてきた価格です。以上を踏まえ、当社は、本第三者割当における1株当たり150円の発行価額について、当社株式の流動性、従前からの取扱価格、本第三者割当の目的及び割当後の株式譲渡の実態を総合的に勘案すると、特に有利なものとはいえず、合理的な発行条件であるものと判断しております。なお、上記発行価額につきましては、取締役会で討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により決議いたしております。

また、取締役会に出席した監査役2名は、当該発行価額について、当社株式が非上場株式であり市場価格が存在しないこと、従前より東光電気工事共済会を通じた当社株式の取得及び譲渡において1株当たり150円が継続的に適用されていること、本第三者割当の目的及び割当後の株式譲渡の実態等を踏まえ、特に有利な発行価額には該当せず、かつ合理的な発行条件であるとの取締役会の判断について、特段の異議は表明されておられません。

(2) 発行量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当により発行する株式数は6,000,000株であり、本第三者割当前の発行済株式総数11,340,000株に対する割合は52.91%となることから、既存株主の議決権割合及び経済的持分には相当程度の希薄化が生じることになります。しかしながら、本第三者割当は、当社の財務基盤を強化し、資金力及び信用力の向上を図ることを主たる目的として実施するものであり、発行株式数は、当該目的を達成するために必要な資金調達額及び発行価額を踏まえて算定したものです。また、本第三者割当は、従業員による当社株式の取得機会の創出及び株主構成の安定化・適正化にも資するものと考えております。

以上を踏まえ、当社取締役会は、本第三者割当により相当程度の希薄化が生じるものの、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであり、発行数量及び希薄化規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により発行する株式数は6,000,000株であり、当該株式に係る議決権数は6,000,000個となります。これは、本第三者割当前の総株主の議決権数11,340,000個に対して52.91%に相当し、25%以上となることから、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意（23 - 6）に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
東光電気工事共済会	東京都千代田区西神田一丁目4番5号	1,019	8.99	7,019	40.48
山本 隆洋	千葉県習志野市	200	1.76	200	1.15
小島 浩	宮城県仙台市太白区	150	1.32	150	0.87
金子 純	埼玉県所沢市	130	1.15	130	0.75
吉田 哲也	千葉縣市川市	130	1.15	130	0.75
中畑 久	東京都台東区	120	1.06	120	0.69
熊谷 秀晴	東京都荒川区	116	1.03	116	0.67
柏 律子	宮城県仙台市宮城野区	115	1.02	115	0.67
橋爪 智哉	埼玉県新座市	113	1.00	113	0.65
黒澤 孝志	神奈川県川崎市	105	0.93	105	0.60
計	—	2,200	19.40	8,200	47.29

(注) 1 2025年5月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、2025年5月31日現在の所有議決権数に、本株式の発行により増加する議決権数(6,000,000個)を加えた数で除して計算しております。

3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、今後の持続的な成長を担保するための財務基盤強化、並びにそれに伴う資金力及び信用力の向上を目的として、本第三者割当増資を計画いたしました。割当先選定にあたっては、東光電気工事共済会が保有する現預金の有効活用を図るニーズと、当社における従業員への自社株式取得機会の創出によるインセンティブ向上という双方の目的が合致したため、東光電気工事共済会を割当先として決定いたしました。本増資により、当社の経営方針を深く理解する安定株主を確保することで、株主構成の適正化を同時に推し進めることが可能となります。以上より、本第三者割当は当社の財務健全性と経営基盤の安定化に資するものであり、大規模な第三者割当として実施する必要があるものと判断しております。

(2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社取締役会は、当該希薄化の影響について慎重に検討いたしました。その結果、本第三者割当増資により、当社の自己資本が充実し、財務基盤及び信用力の強化が図られること、また、調達資金を当社の事業運営及び財務体質の改善に活用することで、当社の中長期的な企業価値の向上に資することが期待されることから、既存株主に生じる希薄化の影響を考慮しても、本第三者割当増資には合理性があるものと判断いたしました。また、本第三者割当増資により東光電気工事共済会が取得する当社株式は、同共済会を通じて、当社の従業員である会員に譲渡され、株主名簿上も各会員名義へ名義変更される予定です。当社取締役会は、当該会員が当社の事業内容及び経営方針を一定程度理解する立場にあることを踏まえ、当該株主構成は当社の経営基盤の安定化に資するものと判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

当社は、本第三者割当増資の実施にあたり、調達資金の必要性、資金使途、発行株式数、払込金額、既存株主への希薄化の影響、割当予定先の属性及び払込資金の状況等について検討を行いました。資金調達方法については、金融機関からの借入れ、社債の発行その他の資金調達方法との比較も行いましたが、自己資本の増強を通じて財務基盤を強化するという目的を達成するためには、負債性資金による調達ではなく、資本金による調達が適切であると判断いたしました。また、割当予定先である東光電気工事共済会については、当社及び一部の連結子会社の従業員を会員として構成される任意団体であり、同共済会による払込資金の手当て状況、同共済会が取得した当社株式を会員へ譲渡し株主名簿上も各会員名義へ名義変更する予定であること、並びに反社会的勢力との関係がないことを確認しております。当社取締役会においては、これらの検討結果を踏まえ、本第三者割当増資の必要性及び相当性、発行条件の合理性、既存株主への影響、並びに割当予定先の適切性について審議いたしました。

その結果、本第三者割当増資は、当社の財務基盤の強化、信用力の向上及び従業員のインセンティブ向上を通じて、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、既存株主への希薄化の影響を考慮しても合理性があるものと判断し、2025年5月26日開催の取締役会において、本第三者割当増資に係る議案を定時株主総会に付議することを決議いたしました。その後、2025年6月18日開催の定時株主総会において、本第三者割当増資の内容及び既存株主への影響等について説明し、株主の意思を確認したうえで、当該議案は原案どおり承認可決されました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 [事業等のリスクについて]

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び半期報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書及び半期報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、変更その他追完すべき事項はありません。

なお、当該有価証券報告書及び半期報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において判断したものであります。

第2 [臨時報告書の提出]

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、臨時報告書は提出しておりません。

第3 [半期報告書に記載した重要な後発事象について]

後記「第四部 組込情報」に記載の半期報告書において重要な後発事象として記載したホクシン設備株式会社の株式取得（子会社化）については、当該半期報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、重要な変更その他追完すべき事項はありません。

なお、ホクシン設備株式会社については、当社グループの財政状態及び経営成績に与える影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第109期)	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2024年6月21日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第110期中)	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	2024年12月6日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年 6 月14日

東光電気工事株式会社

取締役会 御中

虎ノ門有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員	公認会計士	渋谷 寿彦
業務執行社員		

指定有限責任社員	公認会計士	大坂谷 卓
業務執行社員		

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東光電気工事株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東光電気工事株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

1．工事請負契約における収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表注記「4．会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、電気工事業における工事請負契約について、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に測定できる場合に、測定した進捗度に基づき収益を認識している。 進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が見積り工事原価総額に占める割合に基づいて算定している。 そのため進捗度の測定には工事原価総額の見積りが重要な要素となるが、会社の主たる事業である電気工事業では、施主や元請業者からの追加工事や仕様変更等が生じたり、他社が施工する建築工事等の影響を受けることにより工事原価総額の見積りには不確実性が伴う。また発生した工事原価の集計においては、他の工事に恣意的に原価の付替えを行うことで進捗度の測定が歪められるという潜在的なリスクが存在する。 上記の理由により、当監査法人は工事請負契約の収益認識における履行義務の充足に係る進捗度の測定において、工事原価総額の見積り及び発生した工事原価の正確性について監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、工事請負契約における工事原価総額の見積りの合理性を評価するため、一定の基準により抽出した工事請負契約について、主に以下の監査手続を実施した。 ・実行予算が適切に策定されていることを確かめるための内部統制及び実行予算の見直しが適時に行われるための内部統制について評価した。 ・工事原価総額の基礎である実行予算の明細を確認し、材料費や外注費等の根拠となる発注書等の積算資料との照合を行った。 ・工事責任者より工程表を入手し、工事の進捗状況を確認めるとともに、実行予算の見直しに関する判断について工事責任者に質問を実施し、工事の進捗度や原価の発生状況に照らして検討を行った。 ・当期に完成した工事については、前期の工事原価総額の見積りと実際発生原価総額を比較し、差異の要因を分析することで工事原価総額の見積りの精度を事後的に評価した。 ・進捗度の測定の基礎となる発生した工事原価について、発生を裏付ける請求書等との証憑突合、取引業者等に対して債務の残高確認を実施した。
2．工事損失引当金における工事原価総額の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表注記「4. 会計方針に関する事項(3)重要な引当金の計上基準」に記載のとおり、工事請負契約から見込まれる損失の見積り額に基づいて工事損失引当金を計上している。 工事損失引当金の計算には工事原価総額の見積りが重要な要素となるが、会社の主たる事業である電気工事業では、施主や元請業者からの追加工事や仕様変更等が生じたり、他社が施工する建築工事等の影響を受けることにより工事原価総額の見積りには不確実性が伴う。 上記の理由により、当監査法人は工事損失引当金の算定に影響を与える工事原価総額の見積りについて監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、工事請負契約における工事原価総額の見積りの合理性を評価するため、一定の基準により抽出した工事請負契約について、主に以下の監査手続を実施した。 ・実行予算が適切に策定されていることを確かめるための内部統制及び実行予算の見直しが適時に行われるための内部統制について評価した。 ・工事原価総額の基礎である実行予算の明細を確認し、材料費や外注費等の根拠となる発注書等の積算資料との照合を行った。 ・工事責任者より工程表を入手し、工事の進捗状況を確認めるとともに、実行予算の見直しに関する判断について工事責任者に質問を実施し、工事の進捗度や原価の発生状況に照らして検討を行った。 ・当期に完成した工事については、前期の工事原価総額の見積りと実際発生原価総額を比較し、差異の要因を分析することで工事原価総額の見積りの精度を事後的に評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- １．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - ２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年 6 月14日

東光電気工事株式会社

取締役会 御中

虎ノ門有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 洪佐 寿彦
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大坂谷 卓
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東光電気工事株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第109期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東光電気工事株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

1．工事請負契約における収益認識
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（工事請負契約における収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。
2．工事損失引当金における工事原価総額の見積り
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（工事損失引当金における工事原価総額の見積り）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月29日

東光電気工事株式会社

取締役会 御中

虎ノ門有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 渋佐 寿彦
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大坂谷 卓
業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東光電気工事株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東光電気工事株式会社及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に關して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月29日

東光電気工事株式会社

取締役会 御中

虎ノ門有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 渋谷 寿彦
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大坂谷 卓
業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東光電気工事株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第110期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東光電気工事株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。